

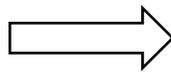
三朝町過疎地域持続的発展計画の概要

1 過疎地域持続的発展計画とは

持続可能な社会の形成と地域資源などを活用した地域活力のさらなる向上の実現に向け、過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保や育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上などに寄与することを目的に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）が令和3年4月に制定されました。

過疎地域持続的発展計画（新過疎計画）は、この新過疎法に基づき、地域活性化などの取り組みを推進していくための計画です。

持続可能な地域社会の形成
地域資源を活用した地域活性化



地域の持続的発展

2 国の主な財政支援

新過疎計画を策定することによって、国からの財政支援を受けることができます。

- ①過疎対策事業債による支援
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ
- ③税制特例措置・地方税の課税免除などに伴う減収補てん措置

3 三朝町の新過疎計画の概要

本町では、これまで三朝町過疎地域自立促進計画（直近の計画期間：平成28年度～令和2年度）に基づき、産業の振興、公共施設の生活基盤の整備、地域振興・活性化に向けた諸施策に取り組んできました。

このたび、令和3年4月1日の新過疎法の施行に伴い、鳥取県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき新過疎計画を策定しました。

（1）基本方針

第11次三朝町総合計画や第2期三朝町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく実効性のある施策を展開していきます。

また、「誰一人取り残さない」世界の実現に向けたSDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づく持続可能な活動推進や、コロナ禍での経済、社会、環境面における諸課題の克服のための新たな取り組みへの後押しを行うなどにより、住民生活の安全や生活満足度の向上につなげていきます。

(2) 基本目標と達成状況評価

新過疎法に基づき、過疎対策の実効性を高めるため、新たに「基本目標」と「達成状況の評価」を次のとおり決めました。

○基本目標

三朝町人口ビジョンに基づき、人口規模 5,800 人（令和7年）を目指します。
その推進にあたっては、出生数の維持、若年者の転入促進、交流人口・関係人口の維持拡大のための施策推進を展開していきます。

○達成状況の評価

毎年、さまざまな分野の関係者で構成される三朝町まち・ひと・しごと創生推進会議による総合戦略の検証結果を活用して評価を行います。

(3) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

(4) 計画の構成

新過疎法に定める以下の11の分野ごとに課題、対策及び事業計画を記載しています。

- ①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- ②産業の振興
- ③地域における情報化
- ④交通施設の整備、交通手段の確保
- ⑤生活環境の整備
- ⑥高齢者等の保健・福祉の向上および増進
- ⑦医療の確保
- ⑧教育の振興
- ⑨集落の整備
- ⑩地域文化の振興等
- ⑪再生可能エネルギーの利用の促進

